

鳥取県告示第603号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成21年7月3日から平成21年9月30日まで
- 3 作業地域 米子市大篠津町北部及び境港市佐斐神町南部